

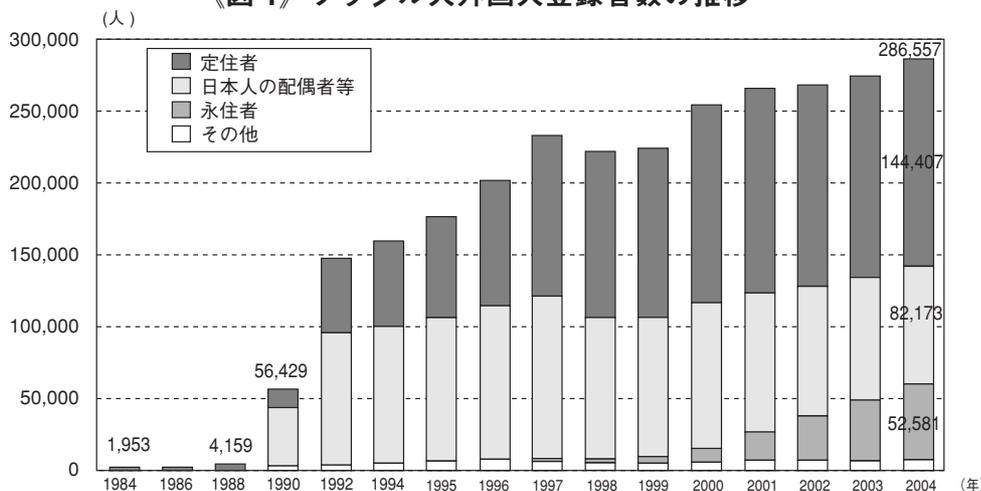
# 日系人集住都市の現状と課題

— 多文化社会を共に生きる住民として —

2004年末のブラジル人外国人登録者数は約29万人。1989年の出入国管理及び難民認定法の改正（翌90年施行、以下「89年改正入管法」と表記）によって、日本で生活するブラジル人の数は70倍近くも増加することになった（図1）（注1）。

1980年代後半、建設業や製造業を中心に企業の人手不足が深刻化していた。同時に、外国人の「不法就労」が社会問題となっていたことから、就労に制限がない「定住者」として日系三世を受け入れたことに対しては、合法的な単純労働者受入れという批判もある。入管法改正による南米系日系人の急増が、たとえば政府が主張するとおり「意図せざる結果」であったにせよ、特定地域に大きな変化をもたらし、その後の日本における「外国人問題」の主要論点の一つを形成することになった（注2）。

【図1】ブラジル人外国人登録者数の推移



注) 各年末現在の在留資格別及び総数を示す。ただし、1988年までは総数のみである。  
出所：(財)入管協会『在留外国人統計』(各年版)をもとに筆者作成

地域住民の  
とまどい  
— 言葉の壁  
を越える

89年改正入管法を契機として、群馬県や静岡県、愛知県などの特定地域に居住する日本人住民は、南米系日系人の「予期せぬ」増加に直面することになった。日系人の流入に先立って、インドシナ難民や中国帰国者、アジア系労働者や留学生などの「ニューカマー」の到来とともに、香辛料の匂いや騒音、ごみの捨

●現代文化研究所

鈴木江理子

すずき・えりこ

現代文化研究所研究員。お茶の水女子大学大学院人文科学研究科修士、一橋大学院社会学研究科博士後期課程に在籍。立教大学兼任講師、特定非営利活動法人・多文化共生センター―東京理事などを兼任。日本の外国人政策や国際人口移動を研究するかたわら、外国人支援の現場でも活動。主要著書は、「日本の外国人労働者受入れ政策」河野綱果・吉田良生編著「人口学ライブラリー4・国際人口移動の時代」(原書房・2006)、「日本の移民政策を考える―人口減少社会の課題」(共著・明石書店・2005)、「機会の平等」を越えて―「違い」を「プラス」とする教育へ(財)アジア・太平洋人権情報センター「多文化共生の教育とまちづくり」(解放出版社・2005)、「多文化化する日本を考える―国境を越えた人の移動が進展するなかで」(FIE Special Report No.8, 2004)など

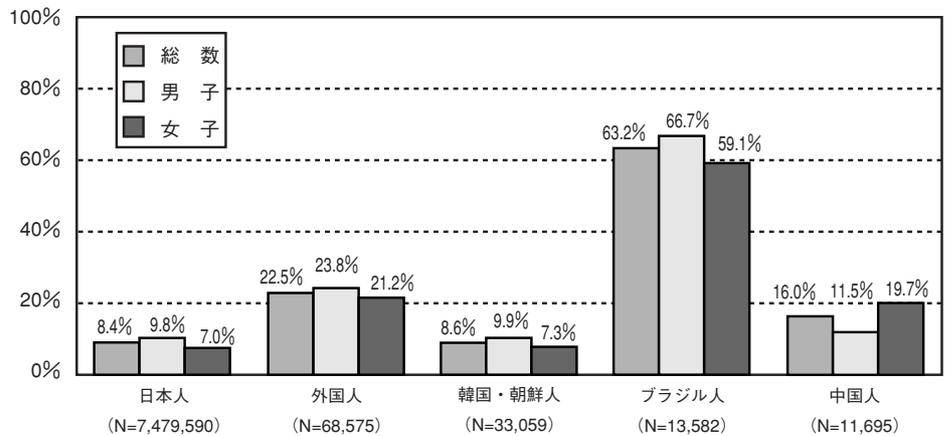


て方や部屋の使い方など日常生活のルールをめぐるトラブルがすでに各地で報告されていたが、日系人の場合、その数や増加の速度、集住の度合いが際立っていたため、地域住民との摩擦や「問題」の顕在性が、他の外国人と比較して極めて大きなものとなった。

90年代はじめ、日本にやってきた南米系日系人にとって、その母語であるポルトガル語やスペイン語で日本での生活情報を手することが困難であったことも、「問題」の解決を難しくしていた。そこで、日系人が集住する地域では、多言語生活ガイドブックの作成や母語による相談窓口の開設、通訳派遣、日本語学習機会の提供などを行うことにより、「言葉の壁」を乗り越えるための取組みがはじめられることになった。今や、ほとんどの集住地域で、地域支援団体や自治体による、多言語の情報提供や日本語教室が行われており、新たに来日した日系人は、日本で生活するためのさまざまな情報を母語で入手することが可能になっている。

## 外国人集住都市会議の発足——制度の壁を越える

《図2》主に仕事をしている15～19歳の割合の比較<日本人と外国人>



注) 15～19歳のうち、「主に仕事」と回答した者の割合である。

出所：総務省統計局HP「平成12年国勢調査結果」をもとに筆者作成

2001年、南米系日系人が急増しているいくつかの自治体が、外国人居住にともなう課題に連携して取り組むために、外国人集住都市会議を発足させた。これは、「制度の壁」を乗り越えるための自治体による試みであり、国に対する現行制度見直

活している就学年齢相当の外国籍の子どもの少なからずが、学校教育法第1条に規定する学校（いわゆる「1条校」）にも外国人学校にも通っていない。一方で、1条校に在籍する子どもの場合には日本語による教育ゆえに、外国人学校に在籍する

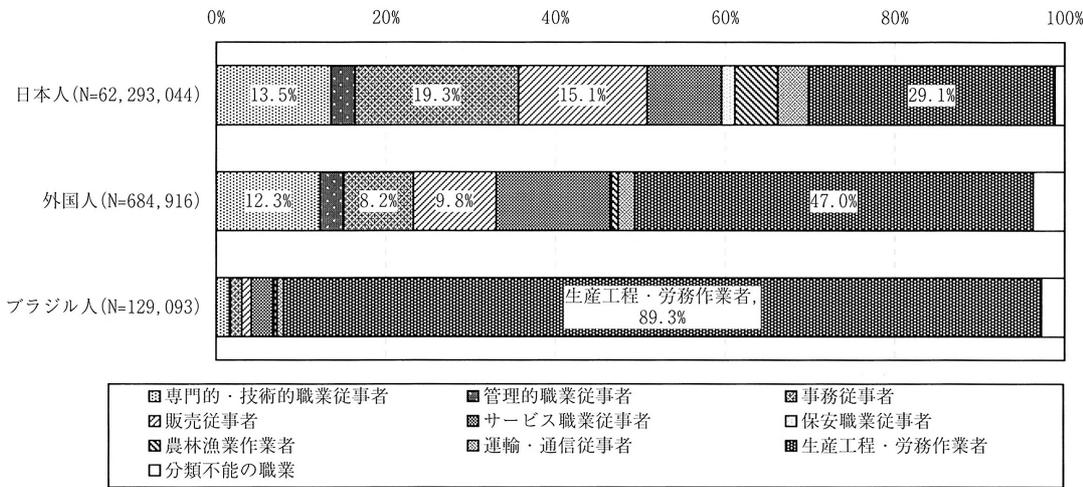
しの要請でもある。なぜなら、現行の制度が基本的に日本人を前提として構築されているために、日本で生活する外国人はさまざまな排除や矛盾に直面しており、自治体の取組みのみでそれら「問題」に対応することには限界があったからである。

子どもの場合には教育制度における不安定な位置づけによって、学業上の「失敗や挫折」を経験する者も多い。外国籍の子どもたちに対しては、地域支援団体や学校関係者などによってこれまでさまざまな取組みが行われているにもかかわらず、その教育環境は依然として不十分であり、高校進学率もかなり低いことが懸念されている（図2）。

外国人（移民）受入れ先進諸国の事例をみても、「教育」は子どもたちが受入れ国において社会的上昇を達成するための最も重要な資源である。図3や図4が示すとおり、既に日本人と外国人、もしくはある特定のエスニックとの間に、労働市場の階層化、あるいは産業別の棲み分けが形成されつつある現状から判断すれば、外国籍の子どもたちの教育をめぐる状況は、この分断の再生産を一層促進させることになるだろう。もちろん、職業に優劣があるわけではない。問題は、現行の教育制度の限界ゆえに、外国籍の子どもたちが十分な将来の選択肢を持ちえていないということである。

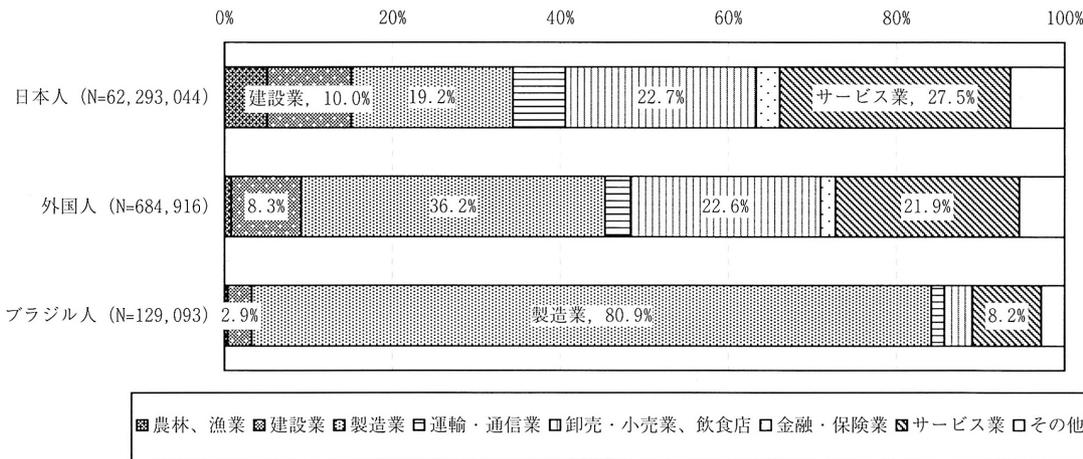
## 共に社会を生きるために

《図3》 職業別労働者の内訳の比較 <日本人と外国人>



出所：総務省統計局HP「平成12年国勢調査結果」をもとに筆者作成

《図4》 産業別労働者の内訳の比較 <日本人と外国人>



出所：総務省統計局HP「平成12年国勢調査結果」をもとに筆者作成

異なる言語を話し、異質な文化習慣をもつ者たちが「共に生きる」とは、決して容易なことではない。2005年10月にフランス郊外の

移民集住地区で発生した「暴動」にみられるように、移民第二世代に対する制度的な平等が実現されているフランスやアメリカですら、移民た

ちは、依然として解消されない偏見や差別に苦しんでいる。このような欧米諸国の経験から、日本は何を学ぶべきであろうか。私たちは、外国

人(移民)をマイナスの存在としてステレオタイプ的に捉えるのではなく、なぜ第二世代が失業や社会的不安定という問題を抱えてしまっているのかということについての教訓を、導き出すべきではないだろうか。

日本社会の現行制度のもとでは、異なる文化をもつ者たちはマイナスの存在として、「対処の対象」として位置づけられ、それゆえ「社会的コスト」として議論されることが多い。「多文化」化する日本社会を「多分化」化させることなく、多様性を力とする社会を築いていくためには、摩擦や衝突から目を背けることなく、対話を続ける絶え間ない努力が必要となってくるであろう。

共に社会を生きるためには、それぞれの人間が持つ文化的な差異を尊重すると同時に、文化的差異に起因する社会経済的不平等(格差)を是正する取組みが求められている。

(注1) ブラジルをはじめとする南米系日系人の増大は、送出し国の政治的・社会経済的不安定というブッシュ要因の影響も大きい。

(注2) 1952年に日本が主権を回復して以降、日本における「外国人問題」の中心は、旧植民地出身者とその子孫である在日韓国・朝鮮人であった。

# 外国人集住地域の現状と課題

## — 群馬県の事例から —

### 現状と課題

群馬県においては、平成2年の入管法改正以降、労働目的で来日した南米日系人が東部の産業集積地域を中心に増加し、なかでもブラジル人の町として知られている大泉町では、現在人口の16%を外国人が占める状況となっている。これらの南米日系人は、出稼ぎ目的で来日したものの、日本における滞在期間が長期にわたり、定住化、集住化が進んでいる。

外国人の定住や集住が進むことによって、地域社会には大きな変化が生じている。外国人は地域産業を支える担い手として地域の活性化に大きな役割を果たしている一方で、生活面では、日本人住民との間に生活習慣やルールをめぐる摩擦や軋轢が生じ、一部の地域では深刻な問題となっている。

その原因としては、地域社会の中

で日本人との交流を持たない外国人だけのコミュニティが形成されるようになったことがあげられる。母語だけで生活できるコミュニティが形成されるようになると、住みやそこからその地域への集住をさらに進ませる結果となる。また、様々な情報が得られるために他地域からの一時的な訪問者や滞在者も増え続けることになる。こうした地域社会との関わりを持たない外国人コミュニティの存在は、日本人住民の不安感を増大させ、ゴミ出しや騒音など地域社会のルールをめぐるトラブルに始まり、治安問題や税負担、行政サービスをめぐる不公平感など様々な問題が生じる結果となっている。

住民に対するサービスを提供する主体である市町村では、急増する外国人を受け入れていくためにこれまで様々な施策を講じてきた。多言語による生活情報の提供や相談窓口の

設置、日本語講座の開催、交流イベントや懇談会の実施など、地域での生活が円滑にいくための施策に努めてきているが、事態は依然として変わらず、すでに市町村だけに対応を求めるとは限界である。

こうした状況の中で、昨年4月、群馬県は多文化共生支援室を設置し、多文化共生に向けて様々な課題に直面している市町と連携しながら、手探りでその対策について検討し、事業を実施してきた。集住地域での対策としては、市やNPOと協力して住民同士のコミュニケーションを促すことを目的とした交流事業を試みたこともある。こうした経験を踏まえて言えば、同じ地域で生活しているためには住民自身が地道な交流を積み重ねながら、互いの存在を認め合っていく以外共生への途はないと私は思っている。そして、地域での交流の芽を一つでも多く育て、意思

疎通を図っていくような環境を作っていくことが私たち行政の役割であると考えている。

多文化共生を実現していくためには、地域での交流を促すとともに、外国人が地域社会に定着し、地域の一員として暮らしていけるよう支援していくことも必要である。そのためには、彼らが地域の中で安心して暮らすことのできる生活環境を整えることが不可欠である。現在では家



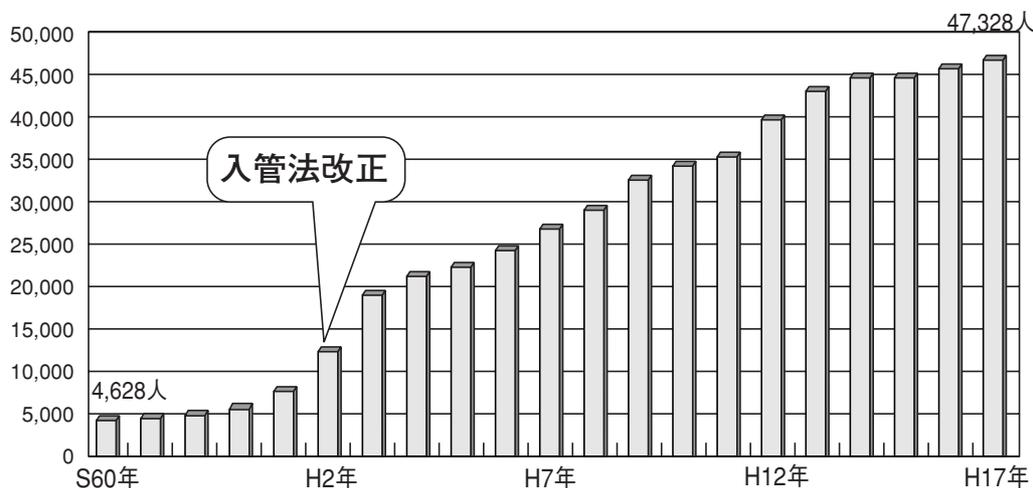
●群馬県多文化共生支援室長

山口和美

やまぐち・かずみ

群馬県新政策課多文化共生支援室長。東京外国語大学中国語学科卒業。1977年 群馬県庁入庁。以後、地方課、国際交流課、工業振興課等を経て、1999年 国際課課長補佐、2002年 県立がんセンター新病院建設室長。2005年4月から現職。

群馬県の外国人登録登録数の推移



107ヶ国47,328人で、県人口の2.27% この20年で10倍の増加

族を帯同する者も多くなっており、働いている本人だけでなく子どもたちを含む家族全員が生活していくうえで環境を整えることが必要であ

り、教育や医療、保健、そして子どもたちの進学や就職など将来の問題も含めた生活全般の環境について考えていかねばならない。

特に、支援室では、子どもたちの教育を重視している。子どもたちは自ら選択して日本に来たわけではない。親に連れられ来日し、かつ来日後も親の仕事により日本各地を移り住み、不安定な生活を送る子が多い。子どもたちは、日本の学校や外国人学校と呼ばれるブラジル人、ペル人学校に通っており、卒業後は母国での進学や就職を考えている子どもが多いが、実際には日本にこのまま居着く子が殆どである。したがって、彼らは日本語を習得しなければ、日本の高校、大学へ進むことも、就職することも難しい状況におかれているし、言葉の問題や転居のくり返しのために学校生活になじめず、不就学になってしまう子どもも少なからずいる状況である。親の生活や都合に振り回されて、十分な教育を受けられない子どもたちが将来どういう生活を送ることになるかは容易に想像できる。これらの子どもたちに自分の能力を発揮できる環境を与えるためにも、きちんとした教育を受けさせる必要がある。支援室では子どもたちの健全な成長に資することを目的に、市町村とともに日本語教育の充実や外国人学校の支援に努めて

いるところである。

## 共生社会に向けて

多数の南米日系人が労働者として来日するようになって十数年が経過した。彼らの受け入れは産業界の要請であり、また地域社会の要請でもあったわけだが、その結果として地域社会にしわ寄せやひずみが生じている。

これらの問題の根幹は外国人の受け入れ方にある。

今後も、グローバル化や少子化を背景に外国人はますます増えることが予想される。また、労働者の受け入れについても結論を出さなければならぬ時期がやってくると思うが、受け入れる仕組み、法制度の整備を含めて考えていかなければ、地域社会はますます混乱するだけだろう。

すでに、外国人の受け入れについて疑問を持つ住民の声も聞こえてくる。真の共生社会に向けて、日本はどうあるべきかということを様々な立場の人に充分議論してもらい、21世紀にふさわしいグローバルな社会を構築していかなければならないと思う。